#### 加工食品等の放射性物質検査結果について(福島県)

- 1 新基準値が適用される食品 (平成24年4月1日以降に製造・加工された食品(原材料として<u>牛肉、米、</u>大豆を使用した食品を除く))
  - ① 清涼飲料水(ミネラルウォーター類)

放射性セシウム 1品中 10Bq/kgを超えるものO品

	対しままで 製造・加工場所	採取日	試料の種類	食品区分	測定結果		
No					セシウム-134	セシウム-137	放射性セシウム
					(Bq/kg)	(Bq∕kg)	合算値(Bq/kg)
1	西会津町	H24.9.25	ナチュラルウォーター	清涼飲料水	検出せず(<0.97)	検出せず(<0.68)	検出せず

食品衛生法におけるミネラルウォーター類の基準値を適用:セシウム:10Bq/kg(セシウム-134、セシウム-137の合算値)

### ② 牛乳・乳飲料

放射性セシウム 2品中 50Bg/kgを超えるものO品

					測定結果		
No	製造·加工場所	採取日	試料の種類	食品区分	セシウム-134	セシウム-137	放射性セシウム
					(Bq∕kg)	(Bq∕kg)	合算値(Bq/kg)
1	会津坂下町	H24.9.25	牛乳	牛乳	検出せず(<1.6)	検出せず(<1.6)	検出せず
2	会津坂下町	H24.9.25	コーヒー牛乳	乳飲料	検出せず(<1.6)	検出せず(<1.7)	検出せず

食品衛生法における乳等の基準値を適用:セシウム:50Bq/kg(セシウム-134、セシウム-137の合算値)

### ③ 一般食品

放射性セシウム 6品中 100Bq/kgを超えるもの0品

					測定結果		
No	製造・加工場所	採取日	試料の種類	食品区分	セシウム-134	セシウム-137	放射性セシウム
					(Bq∕kg)	(Bq∕kg)	合算値(Bq/kg)
1	喜多方市	H24.9.24	そば	生めん	検出せず(<6.7)	検出せず(<6.2)	検出せず
2	会津坂下町	H24.9.25	ヨーグルト	発酵乳	検出せず(<8.5)	検出せず(<6.5)	検出せず
3	南会津町	H24.9.19	そうめん	乾めん	検出せず(<8.9)	検出せず(<8.6)	検出せず
4	南会津町	H24.9.19	そば	乾めん	検出せず(<7.8)	検出せず(<8.0)	検出せず
5	南会津町	H24.9.19	大根酢漬	漬物	検出せず(<2.8)	検出せず(<2.6)	検出せず
6	南会津町	H24.9.19	わらび水煮	山菜水煮	検出せず(<2.3)	検出せず(<3.1)	検出せず

食品衛生法における一般食品の基準値を適用:セシウム:100Bq/kg(セシウム-134、セシウム-137の合算値)

# 2 暫定規制値が適用される食品

(平成24年3月31日までに製造・加工された食品または原材料として<u>牛肉、米、</u>大豆を使用した食品)

(注)

# ① その他の食品

放射性セシウム 12品中 500Bq/kgを超えるものO品

					測定結果		
No	製造・加工場所	採取日	試料の種類	食品区分	セシウム-134	セシウム-137	放射性セシウム
					(Bq/kg)	(Bq∕kg)	合算値(Bq/kg)
1	喜多方市	H24.9.24	米みそ	調味料類等	検出せず(<6.4)	検出せず(<6.8)	検出せず
2	喜多方市	H24.9.24	しょうゆ	調味料類等	検出せず(<8.4)	検出せず(<8.3)	検出せず

3	喜多方市	H24.9.25	みそ	調味料類等	検出せず(<5.8)	検出せず(<5.1)	検出せず
4	喜多方市	H24.9.25	みそ	調味料類等	検出せず(<5.7)	検出せず(<6.7)	検出せず
5	喜多方市	H24.9.25	みそ	調味料類等	検出せず(<8.0)	検出せず(<5.9)	検出せず
6	喜多方市	H24.9.25	みそ	調味料類等	検出せず(<8.2)	検出せず(<5.2)	検出せず
7	喜多方市	H24.9.25	みそ	調味料類等	検出せず(<6.4)	検出せず(<7.0)	検出せず
8	喜多方市	H24.9.25	野菜みそ漬	漬物	検出せず(<6.1)	検出せず(<6.8)	検出せず
9	喜多方市	H24.9.25	みそ	調味料類等	検出せず(<7.6)	検出せず(<6.9)	検出せず
10	喜多方市	H24.9.25	みそ	調味料類等	検出せず(<7.5)	検出せず(<6.9)	検出せず
11	喜多方市	H24.9.25	みそ	調味料類等	検出せず(<7.3)	検出せず(<5.5)	検出せず
12	南会津町	H24.9.19	うどん	乾めん	検出せず(<9.2)	検出せず(<7.4)	検出せず

食品衛生法における経過措置のある上記の食品は、暫定規制値(セシウム:500Bq/kg(セシウム-134、セシウム-137の合算値))が適用されます。

(注)原材料として牛肉及び米を使用した食品:牛肉及び米を原材料として製造、加工、輸入される食品の経過措置は、平成24年9月30日で終了しました。 (ただし、平成24年9月30日までに製造、加工、輸入された食品は引き続き暫定規制値が適用されます。)